

## 第9期第4回福岡県個人情報保護審議会

日 時 平成21年7月27日(月) 15:00～17:00

場 所 県庁10階北棟特9会議室

### 次 第

- 1 個人情報保護条例の運用状況について(報告)
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について(報告)
- 3 その他

〒810-0192 福岡県福岡市中央区

○平成20年度個人情報保護条例の運用状況・・・1～13ページ

○住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況・・・1～15ページ

平成20年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成20年度の文書による自己情報の開示請求の件数は124件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数7件を除いた117件です。また、実質開示率は不存在を理由とする不開示5件を除き100パーセントとなります(表1-1)。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決定の状況					取下げ	実質 開示率
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下		
124	50	62	5	5	1	6	% 100

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長 67 件、知事 36 件、地方独立行政法人 14 件などとなっています（表 1-2）。

表 1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
		開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	
総務部	1	1					
企画・地域振興部							
新社会推進部							
知事	36	31	1				

(3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成20年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号		件 数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人情報		29	29
第2号	事業情報			
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報		37	37
第5号	評価判断情報		8	8
第6号	警察職員情報		56	56
第7号	捜査等情報		1	1
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計			131	131

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

(4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードにおける自己情報	29	警察本部長
警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報	21	警察本部長
県立大学(院)の入学(編入学)試験の成績結果	11	地方独立行政法人
被爆者健康手帳申請書	4	知事(保健医療介護部)
身体障害者手帳の申請書類	4	知事(福祉労働部)

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成20年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、8,993件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成20年度は、知事が23、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が16、合計65の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
福岡県	九州歯科大学附属歯科衛生学院 入学者選抜試験	13	合格発表の日から9日間
	調理師試験	36	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	12	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	38	合否発表の日から1か月間
	福岡県美容師試験	9	合否発表の日から1か月間



地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	87	4月16日から1か月間
	九州歯科大学推薦入学試験	9	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	102	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学社会人特別選抜試験	1	4月1日から1か月間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	151	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	52	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	4	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	412	
合計	8,993		

## 2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成20年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成20年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

## 4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成20年度は、不服申立てが1件ありました（表2）。

表2 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「診療情報提供書」開示の件	九州歯科大学	21.1.20			21.2.19	却下

## 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成20年度は、平成19年度の不服申立てに係る諮問が1件、「全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務」に係る諮問が1件、「建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務」に係る諮問が1件あり、3件の答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
20.8.19	「特定介護保険施設の調査に係る文書」部分開示の件	知事	20.4.18
20.8.19	「全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務」について	教育委員会	20.8.6
21.1.19	「建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務」について	知事	21.1.16

## 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成20年度は、苦情相談はありませんでした。

## (資料1)文書による自己情報の開示請求一覧(平成20年度)

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
1	H20.4.4	福岡県立久留米高等技術専門学校主催の平成20年度の〇〇科(前期)の選考試験について、①請求者の面接と適性検査の点数の公開、②請求者の総合点数と面接の点数と、適性検査の点数の順位の公開、③請求者の面接による点数に対しての具体的な理由の公開	部分開示	福祉労働部	久留米高等技術専門学校	5号
2	H20.4.8	カネミ油症患者認定審査会の私の資料の写し、PCB、PCQ、PCDFの検査機関の私のチャートの写し(ナノかピコを明確に)	開示	保健医療介護部	保健衛生課	
3	H20.4.1	平成17年〇月初旬頃に、2回、私が家庭内で口論となったことに関して、福岡県南警察署〇〇交番の勤務員が自宅に来られた時に作成された勤務日誌に記録された私の個人情報	不存在	警察本部長		
4	H20.4.14	平成19年〇月下旬頃、私が地下鉄福岡空港駅において痴漢に会った際に作成された勤務日誌に記載されている私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 6号
5	H20.4.12	一斉検診におけるPCDF測定に係るチャート(平成14~18年度分)	開示	保健医療介護部	保健環境研究所	
6	H20.4.12	一斉検診におけるPCDF測定に係るチャート(平成14~18年度分)	開示	保健医療介護部	保健環境研究所	
7	H20.4.20	一斉検診におけるPCDF測定に係るチャート(平成14~18年度分)	開示	保健医療介護部	保健環境研究所	
8	H20.4.16	カネミ油症検診票の検診票No〇(平成14年~平成18年度)及び同チャートの写し(PCB、PCDF、PCQの写し)	開示	保健医療介護部	保健環境研究所	
9	H20.4.22	被爆者健康手帳申請書	開示	保健医療介護部	健康増進課	
10	H20.4.22	平成19年の特定疾患継続申請書に添付した臨床調査個人票全て(医師の意見書その他医師が書いたもの全てを含む)	開示	保健医療介護部	健康増進課	
11	H20.4.9	平成20年度福岡県立高等学校入学選抜学力検査社会の答案	開示	教育委員会	筑紫丘高等学校	
12	H20.4.7	①平成20年〇月〇日、私が北九州市小倉南区で小倉南署警察官等に任意同行に応じたところらが主張される件について、署内外で作成された公文書の全て(1つ残らず)。②同年〇月〇日、私が夜半に小倉南署を訪れ、総務課証拠品係長〇〇警部補に記入していただいた「相談カード」なるもの。	部分開示	警察本部長		1号 4号 5号 6号 7号
13	H20.4.2	被爆者健康手帳申請書	開示	保健医療介護部	健康増進課	
14	H20.4.3	被爆者健康手帳申請書	開示	保健医療介護部	健康増進課	
15	H20.4.21	平成14年度~平成18年度カネミ油症患者認定審査会の全ての資料の写し	開示	保健医療介護部	保健衛生課	
16	H20.5.9	平成20年〇月〇日、私が〇〇のトラックから泥はねされた件について、粕屋警察署に相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
17	H20.5.12	①平成19年〇月〇日福岡地方裁判所の強制執行の件に関して東警察署の交番員等が来られた際に作成された勤務日誌に記録された私の個人情報②執行場所に到着した日時及び終了時刻③執行当日に執行官より要請があった警察官の人数等	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
18	H20.4.10	平成20年度 福岡県立大学 秋季大学院入学試験成績結果 全科目	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
19	H20.4.10	平成20年度 福岡県立大学 秋季大学院入学試験成績結果 全科目	開示	独立行政法人	福岡県立大学	

整理番号	請求受付年月日	請求内容	決定内容	所管部	所管課等	該当号
24	H20.5.14	平成20年度福岡県立大学人間社会学部社会学科入学試験 成績結果	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
25	H20.5.21	平成20年度福岡県立大学看護学部入試試験 成績結果	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
26	H20.5.20	平成8年度福岡県立大学人間社会学部入試試験 成績結果	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
27	H20.5.30	〇〇と〇〇の施設入所に関する理由	部分開示	福祉労働部	中央児童相談 所	1号 5号

整理番号	請求受付年月日	請 求 内 容	決定内容	所 管 部	所管課等	該当号
48	H20.9.5	私が平成20年〇月〇日に博多警察署において、元交際相手から脅された件、及びお金を騙し取られた件について相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
49	H20.9.16	私が通報した騒音苦情の件で警察官が来た際に作成された勤務日誌に記載された私の個人情報(〇月〇日(複数日分))	部分開示	警察本部長		1号 6号
50	H20.10.1	高等学校生徒指導要録の身体の記録(昭和35年度書類)	取下げ	教育委員会	県立小倉西高等学校	
51	H20.10.3	私が平成20年〇月〇日に福岡県中央警察署に提出した被害届	却下	警察本部長		
52	H20.10.3	私が平成20年〇月〇日の午前〇時頃、中央警察署〇〇交番に盗難の件で訪れた際に作成された交番の勤務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
53	H20.10.3	医薬品登録販売者試験の解答用紙	開示	保健医療介護部	薬務課	
54	H20.10.10	私が平成20年〇月〇日頃、筑紫野警察署にアルバイトの件を相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
55	H20.10.6	私に関する医療相談内容	開示	保健医療介護部	鞍手保健福祉環境事務所	
56	H20.10.17	生活保護について請求人が〇月及び〇月に行った審査請求に関する一切の書類	開示	保健医療介護部	保護・援護課	
57	H20.10.23	平成20年〇月、〇月ころの2回、私が福岡県久米警察署に夫からの暴力の件で相談した際に作成された「相談カード」に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
58	H20.10.10	私が平成20年〇月下旬〇月上旬の頃に男性2人からお金を要求された件で、中央警察署安全相談課に相談に来た際に記載された私の個人情報と〇〇交番を訪れた際に日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
59	H20.10.30	学校法人〇〇及び〇〇が専修学校の認可申請時に提出した文書の中で、私の名が記載されている文書	開示	総務部	私学振興課	
60	H20.10.15	私が平成20年〇月〇日頃社員の売上金の着服の件で、西警察署相談係に相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号

整理番号	請求受付年月日	請 求 内 容	決定内容	所 管 部	所管課等	該当号
72	H20.11.21	平成20年〇月〇日〇時〇分頃、大野城市〇〇で私が起こした事故について作成された物件事故報告書に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 6号
73	H20.11.20	戦没者〇〇の遺族にかかる第22回特別給付金の「特別給付金相続人請求同意書」及び第8回特別弔慰金の「特別弔慰金請求同意書」	開示	福祉労働部	保護・援護課	
74	H20.11.27	平成19年〇月頃東警察署にて、以前被害を届けた事案についていただいた時の相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
75	H20.11.28	平成20年〇月〇日私が110通報したもめごとの件で、私が住んでいる〇〇のアパートに来た際に作成された交番のサービス日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
76	H20.12.5	平成17年〇月〇日から〇日夫から顔を殴られて110番通報した際に小倉北警察署〇〇交番の警察官に来てもらった件が記載されている相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
77	H20.12.19	平成20年〇月〇日に、私に対して行われた迷惑行為について久留米警察署警察安全相談課に相談した際、作成された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
78	H20.12.25	平成18年〇月中旬頃、私が融資の件で東警察署に相談した際に提出した〇〇の郵便はがきと金融機関発行の利用明細の写し	開示	警察本部長		
79	H20.12.26	平成20年〇月〇日に、私が〇〇株式会社の件で八女警察署に相談した際、作成した相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
80	H21.1.6	平成20年〇月〇日に、子供連れ去りの件で小郡警察署に相談した際、作成した相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
81	H21.1.8	平成20年〇月〇日に、私の実家である福岡市〇〇方において、もめごとの件で私が、110番し、警察官が来た際に作成された交番のサービス日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
82	H20.12.12	平成20年度福岡県立大学看護学部編入学試験成績結果	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
83	H20.12.12	平成20年度福岡県立大学看護学部編入学試験成績結果	開示	独立行政法人	福岡県立大学	
84	H21.1.13	平成10年度、11年度に私が受験した福岡県警察官採用試験C法律職の第一次試験順位、総合得点、種目別得点	不存在	人事委員会		
85	H21.1.13	平成20年度福岡県製菓衛生師試験の私の成績	開示	保健医療介護部	保健衛生課	
86	H20.11.19	診療情報提供書の一切(平成17年〇月～平成18年〇月)	開示	独立行政法人	九州歯科大学	
87	H20.12.4	処方せん指示書の一切(電子的記録(電子端末)の一切、薬剤師法の規定に基づく帳簿記載分)	開示	独立行政法人	九州歯科大学	
88	H21.1.13	結節性動脈周囲炎臨床調査個人票、医師の意見書	開示	保健医療介護部	久留米保健福祉福祉研究所	

整理番号	請求受付年月日	請 求 内 容	決定内容	所 管 部	所管課等	該当号
96	H21.1.9	・公立大学法人九州歯科大学及び附属病院事務において取得並びに作成した私に係る一切の資料、文書、医療上の法規に基づく診療録の一切(全診療料分)検査データ含む、全診療料のレセプト記録の一切	開示	独立行政法人	九州歯科大学	
97	H21.1.29	平成20年〇月〇日ころ、もめごとの件(玄関先に石を置かれた件)で自宅に警察官が来た際に作成された勤務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 6号
98	H21.2.3	平成20年〇月〇日頃、私が警察本部相談課にスキミングの件で相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		4号 6号
99	H21.2.9	平成20年〇月〇日ころ、私が鍵の盗難の件で博多警察署〇〇交番に行った際に作成された勤務日誌	部分開示	警察本部長		6号
100	H21.2.20	平成20年度福岡県航空操縦士(警察官)採用試験第2次試験における私(受験番号〇番)の成績	開示	警察本部長		
101	H21.2.16	平成20年〇月〇日午前〇時頃ころ、私が、私の勤める病院の前を不審な男がうろろしているということで110番した際に作成された110番処理票	部分開示	警察本部長		6号
102	H21.2.16	平成21年〇月〇日、私が、久留米警察署に私の妻に対するストーカーの件で相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
103	H21.3.6	平成20年〇月〇日、私が、被害品を発見した件で、博多警察署〇〇交番に行った際に作成された交番の勤務日誌に記載された私の個人情報	取下げ	警察本部長		
104	H21.3.11	私が平成12年〇月〇日に〇〇から委任を受けて福岡県と契約した御笠川河川工事による土地売買及び物件移転補償契約書並びに委任状 私が平成12年〇月〇日に福岡県と契約した御笠川河川工事による物件移転補償契約書	開示	県土整備部	福岡土木事務所	
105	H21.3.6	平成21年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇で私が起こした事故について作成された、物件事故報告書に書かれた私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
106	H21.3.10	平成20年〇月から〇月の期間に、博多警察署〇〇交番勤務日誌に記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		6号
107	H21.3.10	平成20年〇月から〇月の期間、私が、福岡市博多区〇〇に居住していた頃、〇〇が契約している上記住所の駐車場に、宮崎県ナンバーの違法駐車があり、110番通報したことが記録されている書類すべて	不存在	警察本部長		
108	H21.3.10	平成20年〇月〇〇頃〇〇が勤務する〇〇株式会社の車両にて「書類」と「自宅の鍵」の盗難事件が発生した為、私の電話から警察本部警察安全相談課に、同僚のストーカーによる犯行の疑いについて相談後、同年〇月〇日に〇〇交番へ盗難被害届を出した事実、警察官介入後、窃盗品を返還してきた事について報告した際に作成された相談記録・資料すべて	部分開示	警察本部長		6号
109	H21.3.10	平成20年〇月上旬に、私が、粕屋警察署に、平成19年〇月〇日頃の〇〇の被害届を出しに行った際に作成された記録すべて	部分開示	警察本部長		1号 4号 5号 6号
110	H21.3.10	平成20年〇月から平成21年〇月の期間に、私が博多警察署へ、平成20年〇月〇日の〇〇の被害届を出しにいった際に作成された相談記録・資料すべて	部分開示	警察本部長		4号 6号
111	H21.3.10	私が平成20年〇月〇日にストーカー被害の加害者の男性・同僚(〇〇)の件で、平成20年〇月に筑紫野警察署に、ストーカー容疑での逮捕(警告)・告訴を希望して来所した際に、作成された相談記録すべて	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
112	H21.3.10	平成21年〇月〇日、私が受理番号〇番の個人情報開示請求書を申請した際、情報公開室の担当の男性職員から、個人情報の内容欄に『私が被害品を発見した件で』という事実と逸脱した記述をさせられた被害に気づき、警察本部に、謝罪を求めて苦情を伝えた際に作成された文書	部分開示	警察本部長		4号 6号
113	H21.3.12	平成21年〇月〇日頃、土地の件で福岡県西警察署知能犯係に相談した際に作成された相談カードに書かれた私の個人情報	部分開示	警察本部長		1号 4号 6号
114	H21.3.12	私が平成21年〇月〇日、性的被害について電話で相談した際に作成された私の個人情報が記載された相談カード	部分開示	警察本部長		4号 6号
115	H21.3.12	私が平成21年〇月〇日、騒音苦情の件で通報した際に警察官が来て処理した結果が記載された勤務日誌に記載された私の個人情報	取下げ	警察本部長		
116	H20.11.28	私が平成20年〇月〇日付けで、公安委員会に提出した苦情処理に関して作成された「公安委員会あて苦情等の調査結果報告書」に記載された私の個人情報	部分開示	公安委員会		1号 6号
117	H21.3.10	平成17年〇月〇日(複数日)に久留米署に出荷者カードの件で相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報 平成17年〇月〇日(複数日)平成18年〇月〇日に博多署に、荷(青果物)がなくなった件で相談した際に作成された相談カードに記載された私の個人情報	不存在	警察本部長		
118	H21.3.16	私が平成20年〇月〇日付けで、公安委員会に提出した苦情処理に関して作成された「公安委員会あて苦情等の調査結果報告書」に記載された私の個人情報	部分開示	公安委員会		1号 6号

整理番号	請求受付年月日	請 求 内 容	決定内容	所 管 部	所管課等	該当号
119	H21.3.17	平成18年〇月〇日に私が前原警察署に相談したことにに関して相談カードに記載された私の個人情報	部分開示	警察本部長		4号 6号
120	H21.3.19	私が平成19年〇月下旬頃、博多警察署において詐欺に関して相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		4号 6号
121	H21.3.23	平成18年〇月〇日に実施した療育手帳に係る判定についての私の個人情報	部分開示	福祉労働部	障害者更正相談所	5号
122	H21.3.23	私の平成20年度第二回福岡県登録販売業者試験の解答用紙	開示	保健医療介護部	薬務課	
123	H21.3.18	戦没者〇〇の遺族にかかる第8回特別弔慰金の「特別弔慰金請求同意書」	開示	福祉労働部	保護・援護課	
124	H21.3.24	私が平成20年〇月に前原警察署に相談した際に作成された相談カード	部分開示	警察本部長		1号 4号 5号 6号

第9期第4回福岡県個人情報保護審議会全体会

○住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告）

- 1 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について（資料1）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況について（資料2）

- 3 住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟等の状況について（資料3）

(企画・地域振興部市町村支援課)

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

住民基本台帳法第30条の8の規定により、本人確認情報を利用し、又は提供するため、

ある。

※ 本人確認情報

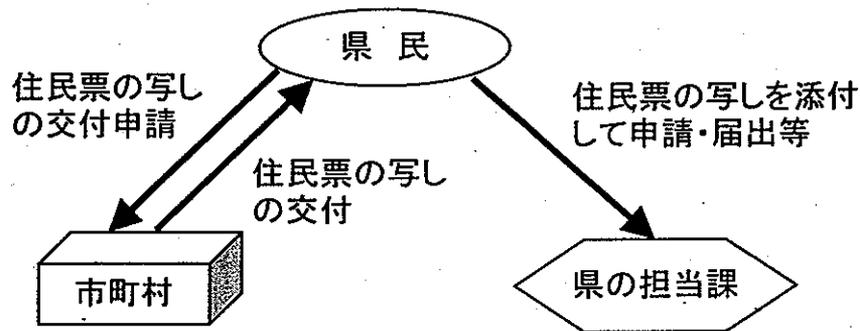
住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの情報の変更履歴のことをいう。

## 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合の効果

### 1 県民自ら住民票の写しを取得している事務

#### (1) 現在の手続

- ① 県民が市町村の窓口に出向き、住民票の写しの交付を申請する。
- ② 市町村が住民票の写しを交付する。
- ③ 県民が申請書等に住民票の写しを添付して、県の担当課に提出する。
- ④ 県の担当課が住民票の写しにより、本人確認を行う。



#### (2) 住基ネットを利用する場合の手続

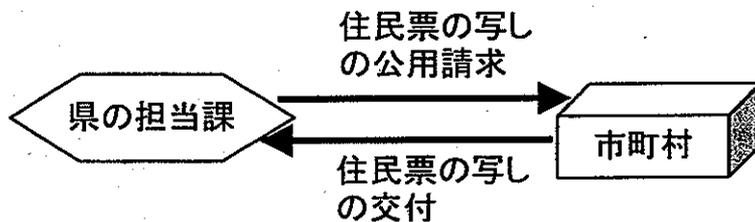
- ① 県民が申請書等を県の担当課に提出する。
- ② 県の担当課が住基ネットを利用して、本人確認を行う。

県民

## 2 県の担当課が住民票の写しを公用請求している事務

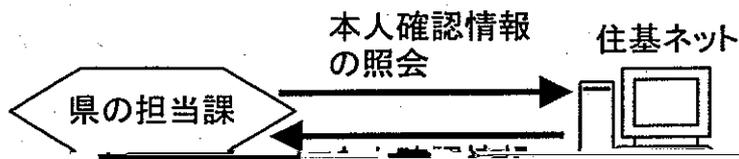
### (1) 現在の手続

- ① 県の担当課から市町村に対し、住民票の写しを公用請求する。
- ② 市町村が住民票の写しを交付する。
- ③ 県の担当課が住民票の写しにより、本人確認を行う。



### (2) 住基ネットを利用する場合の手続

県の担当課が住基ネットを利用して、本人確認を行う。



## の回答

### (3) 住基ネットを利用する場合の効果

- 県の公用請求書の作成・郵送事務が不要となる。
- 市町村における住民票の写しの交付事務が軽減される。

### (4) 今回の改正で該当する事務

地方税法の犯則事件の調査((1)-ア)、賦課徴収に関する事務((1)-イ)、自動車税の減免((1)-ウ)、不服申立ての審査((2)-イ)、監査請求に関する事務((2)-ウ)

福岡県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報を利用する事務)

第二条 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第三条 法第三十条の八第二項に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の

知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

(審議会)

第五条 法第三十条の九第一項に規定する都道府県の審議会は、福岡県個人情報保護条例（平成四年福岡県条例第二号）第三十条に規定する福岡県個人情報保護審議会とする。

(情報提供手数料の額の決定)

第六条 法第三十条の十第五項に規定する情報提供手数料の額は、同条第一項に規定する

- 2 指定情報処理機関は、施行日前においても、情報提供手数料の額を定めることができる。
- 3 知事は、施行日前においても、情報提供手数料の額を承認することができる。

4 福岡県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第五七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく犯則事件の調査又は免税  
軽油使用者証の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

一 地方税法及び福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第二百二十六号）に基づく賦課

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（平成21年3月末現在）

提供先	事務	提供年月	提供件数
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出又は同法第34条第3項の認証に関する事務</li> </ul>	平成16年度	11
		平成17年度	1,023
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>執行官法附則第13条の規定による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務</li> </ul>	平成18年度	897
		平成19年度	610
		平成20年度	471
		合計	3,012
		平成15年度	5,173,388
		平成16年度	5,045,007
		平成17年度	4,772,640
		平成18年度	4,568,215
		平成19年度	4,299,315
		平成20年度	4,011,729
合計	27,870,294		
地方公務員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務</li> </ul>	平成14年度	6,190,009
		平成15年度	13,469,772
		平成16年度	13,985,267
		平成17年度	14,189,494
		平成18年度	14,556,312
		平成19年度	15,231,093
		平成20年度	16,392,161
		合計	94,014,108
		平成16年度	34
		平成17年度	306,120
地方議会議員共済会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員等共済組合法による年金である支給に関する事務</li> </ul>	平成18年度	395,993
		平成19年度	407,932
		平成20年度	370,739
		合計	1,480,818
		平成15年度	634
地方公務員災害補償基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員災害補償法による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務</li> </ul>	平成16年度	1,354
		平成17年度	1,098
		平成18年度	1,694
		平成19年度	1,465
		平成20年度	1,572
合計	7,817		

機関における本人確認情報の提供状況（平成21年3月末現在）

事務	提供年月	提供件数
同法第9条の登録、同法第13条第4項の届出、同法第46条第3項(同法第12条準用する場合を含む。)の交付、同法第117条第1項の認定又は同法第122条の登録に関する事務	平成16年度	7,684
	平成17年度	7,251
	平成18年度	7,870
	平成19年度	9,787
	平成20年度	7,531
	合計	40,123
社等に関する法律による同法第10条第2項の認可に関する事務	平成16年度	9
	平成17年度	10
	平成18年度	14
	平成19年度	11
	平成20年度	14
	合計	58
4条の免許、同法第8条第1項の予備免許、同法第24条の6第2項(同法第24条の4準用する場合を含む。)の届出、同法第27条の18第1項の登録、同法第37条の4の免許又は同法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明に関する事務	平成14年度	2,190
	平成15年度	8,092
	平成16年度	22,920
	平成17年度	20,388
	平成18年度	21,387
	平成19年度	23,410
法試験の実施に関する事務	平成20年度	25,403
	合計	123,790
	平成17年度	7,595
	平成18年度	9,531
	平成19年度	10,440
	平成20年度	10,708
不動産の表題登記(同法第2条第20号に規定する表題登記をいう。)、第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名は住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所の更正の登記に関する事務	合計	38,274
	平成17年度	626
	平成18年度	1,504
	平成19年度	3,566
	平成20年度	5,482
	合計	11,178
法律による同法第7条又は第8条の登記に関する事務	平成16年度	1,999
	平成17年度	3,397
	平成18年度	6,072
	平成19年度	7,411
	平成20年度	8,028
	合計	26,907

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（平成21年3月末現在）

提供先	事務	提供年月	提供件数
国家公務員共済組合連合会  厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項第1号又は第3号に規定する年金である給付（当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務  同法附則第48条第1項に規定する指定基金  財務省	・ 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務 ・ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務  ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項第1号又は第3号に規定する年金である給付（当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務  ・ 関税法による同法第24条第2項の許可に関する事務	平成15年度	6,083,901
		平成16年度	6,257,328
		平成17年度	6,410,440
		平成18年度	6,566,737
		平成19年度	6,788,819
		平成20年度	7,105,828
		合計	39,213,053
		平成15年度	196,941
		平成16年度	616,510
		平成17年度	735,648
		平成18年度	847,303
		平成19年度	971,209
		平成20年度	1,100,926
		合計	4,468,537
		平成16年度	76
		平成17年度	45
		平成18年度	76
		平成19年度	119
		平成20年度	153
		合計	469
日本私立学校振興・共済事業団	・ 私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務	平成15年度	1,516,931
		平成16年度	1,614,152
		平成17年度	1,674,486
		平成18年度	1,763,091
		平成19年度	1,873,144
		平成20年度	1,990,809
合計	10,432,613		
文部科学省	・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による同法第35条第2項から第4項までの交付に関する事務	平成17年度	114
		平成18年度	105
		平成19年度	97
		平成20年度	107
合計	423		

提供件数	
年度	1,575,324
年度	1,437,131
年度	1,411,133
年度	40,472,666
年度	66,919,379
年度	76,741,817
合計	188,557,450
年度	107,244
年度	267,061
年度	274,996
年度	224,219
年度	229,460
年度	230,034
年度	185,327
合計	1,518,341
年度	2,080
年度	272
合計	2,352
年度	1,831,516
年度	2,151,810
年度	2,274,314
合計	6,257,640
年度	1
年度	4
年度	5
年度	12
合計	22

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（平成21年3月末現在）

提供先	事務	提供年月	提供件数
建設業法第27条の2第1項に規定する指定試験機関	・建設業法による技術検定の実施に関する事務	平成15年度	79,639
		平成16年度	107,567
		平成17年度	49,992
		平成18年度	63,068
		平成19年度	58,226
		平成20年度	53,433
	合計	411,925	
建設業法第27条の19第1項に規定する指定資格者証交付機関	・建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	平成15年度	88,523
		平成16年度	181,337
		平成17年度	160,612
		平成18年度	124,342
		平成19年度	122,972
		平成20年度	193,195
	合計	870,981	
国土交通省	・浄化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	平成17年度	2
		平成18年度	0
		平成19年度	0
		平成20年度	0
		合計	2
国土交通省	・宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	平成18年度	2
		平成19年度	15
		平成20年度	24
		合計	41
国土交通省	・マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第44条第1項若しくは第3項又は第59条第1項の登録に関する事務	平成17年度	24
		平成18年度	59
		平成19年度	19
		平成20年度	12
		合計	114
国土交通省	・不動産の鑑定評価に関する法律による同法第3条の不動産鑑定士試験の実施、同法第15条若しくは第18条の登録、同法第19条第1項の届出又は同法第22条第1項若しくは第3項、第26条第1項若しくは第27条第1項の登録に関する事務	平成17年度	483
		平成18年度	421
		平成19年度	1,511
		平成20年度	2,550
		合計	4,965
国土交通省	・船舶法による同法第5条の2第1項の検認又は同法第15条の仮船舶国籍証書に関する事務	平成18年度	2
		平成19年度	2
		平成20年度	6
		合計	10

指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況（平成21年3月末現在）

提供先	事務	提供年月	提供件数
国土交通省	・小型船舶の登録等に関する法律による同法第25条第1項の交付又は同条第5項の検認に関する事務	平成18年度	1
		平成19年度	0
		平成20年度	0
		合計	1
国土交通省	・航空法による同法第5条の新規登録、同法第7条の変更登録、同法第7条の2の移転登録、同法第8条の抹消登録、同法第22条の航空従事者技能証明、同法第31条第1項の航空身体検査証明又は同法第35条第1項第1号の許可に関する事務	平成18年度	5
		平成19年度	24
		平成20年度	51
		合計	80
気象庁	・気象業務法による同法第17条第1項の許可又は同法第24条の20の登録に関する事務	平成17年度	350
		平成18年度	552
		平成19年度	432
		平成20年度	506
		合計	1,840
独立行政法人環境再生保全機構	・石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第3条の救済給付の支給又は同法第4条第1項若しくは第22条第1項の認定に関する事務	平成18年度	2,527
		平成19年度	5,948
		平成20年度	7,690
		合計	16,165
合計		平成14年度	6,299,443
		平成15年度	28,460,206
		平成16年度	29,553,382
		平成17年度	29,977,191
		平成18年度	71,471,426
		平成19年度	99,120,885
		平成20年度	110,490,870
		合計	375,373,403

※平成18年10月から、社会保険庁において、国民年金、厚生年金等の支給事務における現況確認に住基ネットを利用開始。





住基ネット関連訴訟について(平成21年3月31日現在)

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに  
対して住民票コードの削除等を求める訴訟。

<係属中 2件>

- ・札幌地裁係属事件 1件  
H20.7.10(二審勝訴)→控訴
- ・熊本地裁係属事件 1件  
H20.9.25(二審勝訴)→控訴

<終結 33件>

- ・東京地裁係属事件 11件  
内10件H18.7.26(二審勝訴)→H20.9.4(三審勝訴)→H21.3.24(最高裁決定・勝訴確定)
- 内1件H18.4.7(二審勝訴)→H20.9.24(二審勝訴)→H21.2.26(最高裁決定・勝訴確定)
- ・福島地裁係属事件 2件  
H19.5.15(二審勝訴)→H20.8.21(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・宇都宮地裁係属事件 2件  
H18.11.9(二審勝訴)→H20.9.30(二審勝訴)→H21.2.27(最高裁決定・勝訴確定)
- ・横浜地裁係属事件 2件  
H18.10.26(二審勝訴)→H20.8.26判決(二審勝訴)→H21.1.30(最高裁決定・勝訴確定)
- ・さいたま地裁係属事件 2件  
H19.2.16(一審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→H21.2.26(最高裁決定・勝訴確定)
- ・千葉地裁係属事件 1件  
H18.3.20(一審勝訴)→H19.10.17(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・金沢地裁係属事件 2件  
H17.5.30(一部敗訴)→H18.12.11(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- ・名古屋地裁係属事件 3件  
内2件H17.5.31(二審勝訴)→H19.2.1(二審勝訴)→H20.3.6(最高裁判決・勝訴確定)
- 内1件H18.9.29(二審勝訴)→H20.8.28(二審勝訴)→H21.1.22(最高裁決定・勝訴確定)
- ・大阪地裁係属事件 5件  
H18.2.9(二審勝訴)→H20.5.8(二審勝訴)→H20.11.25(最高裁判決・勝訴確定)
- ・和歌山地裁係属事件 1件  
H18.4.11判決(二審勝訴)→H20.2.27(三審勝訴)→H20.10.7(最高裁判決・勝訴確定)
- ・福岡地裁係属事件 2件  
H17.10.14(一審勝訴)→H20.9.29判決(三審勝訴)→H21.3.31(最高裁決定・勝訴確定)

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人  
確認情報を受領する義務の確認をを求める訴訟(杉並区が原告)。終結。  
H18.3.24(一審勝訴)→H19.11.29(二審勝訴)→H20.7.8(最高裁決定・勝訴確定)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に関する訴訟として、法務大臣の権限等に  
関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をして  
いるもの

○ 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟

- ・東京地裁係属事件 2件:被告(西東京市)  
一審勝訴→二審勝訴→上告(勝訴確定)
- ・大阪地裁係属事件 2件  
:(内1件:被告(豊中市)二審勝訴(確定))  
:(内1件:被告(豊中市ほか4市)二審勝訴→三審一部敗訴  
→上告(吹田市、守口市)ノ敗訴確定(豊田市))

○ 住民訴訟

- ・名古屋地裁係属事件 1件  
:被告(名古屋)二審、三審勝訴(確定)
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
- ・東京地裁係属事件 3件  
:被告(西東京市)二審、三審勝訴、上告棄却(確定)
- ・横浜地裁係属事件 1件  
:被告(神奈川県、鎌倉市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・神戸地裁係属事件 3件  
:被告(兵庫県、神戸市等)二審、三審勝訴、上告棄却(確定)
- ・福岡地裁係属事件 1件  
:被告(福岡市中央区)勝訴確定
- ・大分地裁係属事件 3件  
:(内2件→被告(大分市)二審、三審勝訴、上告棄却(確定))  
:(内1件→被告(別府市)二審勝訴(確定))

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・福岡地裁係属事件 1件:被告(福岡市)二審勝訴(確定)

2 1以外の訴訟

- 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟
- ・水戸地裁係属事件 1件  
:被告(つくば市)一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- 個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の  
中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟
- ・岡山地裁係属事件 1件:被告(岡山県)勝訴確定
- 住民票コードの記載・通知に関する訴訟
- ・富山地裁係属事件 1件  
:被告(富山市)二審、三審勝訴、上告棄却(確定)
- 住民訴訟
- ・熊本地裁係属事件 1件:被告(熊本県)勝訴確定
- ・東京地裁係属事件 2件:被告(杉並区)いずれも勝訴確定